

令和5年度 第3回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会  
会議録（公開）

開催日 令和5年12月12日（火）午後2時00分～午後3時02分  
開催場所 八王子市役所議会棟4階 第3・第4委員会室

出席者氏名

**【委員】**

鈴木聡、内藤裕子、大塚和樹、岩垂喜貴、牛尾浩、後藤貴弓、石渡ひかる、  
小泉祐三、内藤佳代子、徳丸幸夫、守屋和広

**【事務局】**

今川学校教育部長、西山指導担当部長、大日向教育指導課長、  
北川統括指導主事、狩野統括指導主事、山崎指導主事、横倉指導主事、  
安藤教育指導課主査、金子教育指導課主査、長谷川教育指導課主事

欠席者氏名

**【委員】**

高野久美子、塩月栄作、太田敏弘

次 第

1 開会

2 報告事項

- (1) いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査報告書等に示された提言に対する  
取組の進捗状況について
- (2) 「いじめ対策に係る事例集」について
- (3) いじめ防止対策推進法第28条における調査について

3 閉会

公開・非公開

公開。ただし、2 報告事項(3)は非公開。

傍聴人数

1人

大日向教育指導課長

事務連絡

鈴木委員長

よろしくお願いいたします。委員長の鈴木でございます。これより令和5年度第3回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催いたします。本日2名の委員より欠席される旨の連絡をいただいております。1名の委員はまだご到着されてない状況ですので、現在の出席委員は11名でございます。委員会は有効に成立しております。

本日は改めましてご多用のところご出席いただきましてどうもありがとうございます。先立ちまして、今回初めての委員会にご出席いただく内藤裕子委員がいらっしゃっておりますので、冒頭で一言ご挨拶をよろしいでしょうか。お願いします。

内藤委員

弁護士の内藤裕子と申します。前回欠席で大変失礼いたしました。多摩支部の東京三弁護士会多摩支部子どもの権利委員会に所属しています。初めてなのですが、どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木委員長

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、これより次第に沿って進行をさせていただきます。

まず、本日の案件についてです。次第2の(3)いじめ防止対策推進法第28条における調査については、個人情報を含む案件のため、非公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。はじめに次第2の(1)いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査報告書に示された提言に対する取組につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

狩野統括指導主事

本市では、平成29年、いじめを許さないまち八王子条例が施行され、八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針が策定されたのち、現在まで市立小・中・義務教育学校における、いじめ防止のための様々な取組をしてまいりました。また、いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査報告書等で示された提言を受け止め、いじめ防止のための取組を充実させてまいりました。本日はその取り組みと進捗状況について説明をさせていただきます。詳細につきましては、横倉指導主事より説明いたします。

## 横倉指導主事

本市においては、現在までにいじめ防止対策推進法第28条に基づく調査報告書等において、4種類の提言がなされております。詳細について説明いたします。

資料1を御覧ください。

令和元年8月5日付「調査報告書」における「提言」①隠れた重大事態の洗い出し②不登校重大事態への対処③いじめ防止に向けた取組の強化④SOSの受信力・発信力の向上⑤マルチチャンネルによる「つながり」の形成と組織的対応⑥SNS教育⑦生と死の教育⑧「いのちを考える日」の制定という8つの提言でございます。

続きまして、資料2を御覧ください。

令和3年5月11日付「八王子市立中学校におけるいじめの重大事態に係る再調査報告書」に示された再発防止に向けた「提言」①学校いじめ対策委員会の実態調査②いじめに関する教員研修の見直し③ネット上のいじめの調査・対応のあり方の周知④長期不登校の生徒についての原因調査⑤スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの配置及び連携の強化等の5つの提言でございます。

続きまして、資料3を御覧ください。

令和3年12月20日付の「調査報告書」に示された「提言」①教員個人が問題を一人で抱え込まない組織体制を作ること②教員が児童一人ひとりと向き合うことのできる環境を整備すること③実効的な情報共有の仕組みを構築すること④学校内におけるいじめ対策組織の実効性を強化すること⑤「いじめ」に対する正確な理解と対応方針を周知徹底すること⑥記録の作成、管理、保管を適切に行うこと⑦重大事態調査のあり方を見直す必要があるという7つの提言でございます。

続きまして、資料4を御覧ください。

令和5年3月16日付の「調査報告書」に示された提言①児童・生徒の指導に組織的にあたること②児童・生徒に関する情報の収集について工夫すること③スクールカウンセラーによる教員の支援④教員の児童・生徒と向き合う時間の確保という4つの提言でございます。これらの提言を受け、八王子市教育委員会としては、それまでの取組や新たに追加したり充実させたりして、いじめ防止の推進に取り組んでまいりました。

資料5別紙を御覧ください。

こちらは、これまでの市教育委員会及び市立小・中・義務教育学校におけるいじめ防止のための取組経過を1枚にまとめたものです。紙面の関係上いじめを許さないまち八王子条例が施行された平成29年4月以前の内容については、左側にまとめております。こちらの紙面の一番右側に記載されている番号ですが、こちらの番号は、資料5の表の右側に記載されております「関連する別紙における項目番号」と一致しております。各取組がどの提言と関連しているか示しております。市教育委員会及び各学校では、調査報告書を受け、新しく始まった取組や既に行った取組の充実など、多岐にわたる取組を行っております。本来であれば、一つ一つ説明させていただきたいところですが、各調査報告書に示された提言を受け

て取り組んでいる代表的な内容について一部を報告させていただきます。

資料5の裏面を御覧ください。

令和元年8月5日付「調査報告書」を受けて取り組んでいる内容のうち、2点についてお伝えします。まず、「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」について報告いたします。「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」は、学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、および学級集団の状態を質問紙で測定することにより、児童・生徒の実態を把握し、指導に活用していくものです。このQ-Uは、令和元年度6月から令和5年度まで、小学校第5学年・義務教育学校第5学年、中学校第2学年・義務教育学校第8学年を対象に、年2回実施しております。また、ただ実施するだけでなく、分析方法や活用方法を学ぶため、専門の講師を招へいし、各校の担当教員向けに研修を年2回実施し、Q-U調査の適正な実施や結果の分析方法、分析を踏まえた児童・生徒に行う具体的な支援、児童・生徒の実態把握に努めております。学校によっては、独自の判断で全学年での実施をしたり、Hyper-QUと言われる調査項目や分析結果がグレードアップしたものを導入したりしています。本調査の有用性については、各研修においても、「児童・生徒の実態の把握ができた。」「気づくことができなかつたことが明確にわかることができた。」など先生方からの評価も高く、学校現場に高く受け止められております。各学校では、結果を分析する中でクラス編成の資料としたり、修学旅行の班編成に活用したりしている学校があります。

2点目の「いじめ防止プログラム・ソーシャルスキルトレーニングの実施」については、令和2年度から令和5年度まで、中学校第1学年・義務教育学校第7学年を対象に、心理士によるアンガーマネジメント（怒りの感情のコントロール）の授業を実施しております。並行して、教員向けの研修（校内研修や夏季教員研修）も実施し、教員がアンガーマネジメントの理解をもとに、子どもたちの指導や支援にあたる技能が備わってきました。また、令和4年度からは学校に心理士を派遣し、教員全員を対象に学校全体でも、いじめ防止のためのアンガーマネジメントの指導方法について御指導いただきました。4年間を通じて、先生方はアンガーマネジメントの手法を学び、自身で児童・生徒に指導できるように、浸透してまいりました。

続いて、令和3年5月11日付「八王子市立中学校におけるいじめの重大事態に係る再調査報告書」を受けて取り組んでいる内容のうち、2点についてお伝えします。

1点目は「学校いじめ対策委員会を核とした組織的ないじめ対応」についてです。学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題への取組を行うに当たって、中核となる役割を担うために設置しており、いじめの認知や対応方針の協議などをしております。学校いじめ対策委員会は、週1回以上学校いじめ対策委員会を開催し、法に則った組織的ないじめ対応を徹底しております。校務分掌として学校いじめ対策委員会コーディネーターを位置づけし、その育成のための研修を市教育委員会として毎年実施しております。学校いじめ対策委員会コーディネーター研修では、本市のスクールロイヤーに講師を依頼し、学校いじめ対策委員会コーディネーターに期待されている役割や、具体的な対応について

指導いただいております。また、所定の様式による議事録やいじめの認知等報告書等の作成方法など、いじめの対応マニュアルとして「いじめの防止と発生した場合の対処 Q&A」を作成し、各学校が適切に組織的な対応を行うようにしております。

2点目は、スクールソーシャルワーカー及び副校長補佐の増員です。いじめ対応におけるスクールソーシャルワーカーの重要性や対応件数の増加を踏まえ、スクールソーシャルワーカーを増員いたしました。また、学校いじめ対策委員会のメンバーや各学校のいじめ防止研修の講師となっております。具体的な事例を交え、講義することで、受講した先生方も対応方法を学ぶことができっております。各学校でいじめ対応の指導・助言を行う副校長の業務を補佐する副校長補佐を拡大しております。

続いて、令和3年12月20日付「調査報告書」を受けて取り組んでいる内容のうち、2点についてお伝えします。

1点目は、「いじめ対応のための時間の確保」についてです。週授業時数の上限を28時間とし、いじめ対応の記録や学校いじめ対策委員会等の情報共有の時間を確保することで、法に則った適切ないじめ対応を徹底するとともに、児童・生徒と教員の面談の機会を設けるなど、教員が児童・生徒に向き合う時間が生まれ、より丁寧ないじめ対応を行えるようになりました。

2点目は、「いじめの重大事態の手続きの明確化」についてです。いじめの重大事態の発生や、調査主体の決定についての判断基準や、教育委員会事務局内の意思決定プロセスを明確化し、重大事態調査を可能な限り迅速に開始できるようにしております。

最後に、令和5年3月16日付「調査報告書」を受けて取り組んでいる内容のうち、「子ども見守りシートの発展的活用」について報告いたします。子ども見守りシートは、家庭での子どもの様子を学校と情報共有することで、「いじめの芽」の段階で早期対応するツールとして用いてまいりましたが、自分の子以外でも伝えたいことがある場合に活用できるようにいたしました。現在でも、各家庭と情報共有し、いじめの早期発見・早期対応につながっております。

今まで説明した以外にも多岐にわたるいじめ防止に向けた取組をしてまいりました。今後も、八王子市教育委員会として、いじめ防止の推進に取り組んでまいります。

以上で私からの説明を終わります。

鈴木委員長

ありがとうございました。調査報告書等に示された提言に対する取組の進捗状況について今ご説明をいただいたところです。それでは、ただ今の報告につきまして、まずはご質問がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。お願いします。

徳丸委員

今、横倉指導主事からお話をいただきました内容、今、学校としても順次進めている次第

でございます。特に、いじめ対策委員会は2年目になりまして、スモールステップで子ども達を見守っていくという観点で情報共有を毎週行っている次第でございます。今お話いただいたその他に自校の取り組みを3点ご紹介させていただければありがたいのですが、させていただきますてもよろしいでしょうか。

まず1点目は、8月に市のスクールロイヤーの先生方に来ていただきまして、職員が学ぶ機会、いじめ防止の研修を行いました。2点目は、2学期、本校の授業観察におきまして、授業観察というのは学期に一度、管理職や空いている先生が全学級を見に行く機会でございます。その時に人権をテーマとしまして、全学級が授業を行いました。具体的には資料5の別紙の一番細かいところにありますけれど、下から3つ目の46番その事を実際に全校で行ってきました。具体的には八王子市GIGAスクール情報ポータルサイトのいじめ総合対策、教職員向けというサイトがございます。このいじめ予防授業を全校で取り組むんだということです。そのサイトを開けますと、道徳と特活の指導案、動画教材が見られます。その動画教材には人権をテーマにスクールロイヤーの先生方が子どもに分かりやすく10分程度指導をしていただいています。子ども達は担任の先生以外の話というのものもありますが、すごく集中して先生方の話を聞いておりました。改めて自分や周りの人権の大切さを学んでいた様子が深くわかりました。今回の特設単元として授業で学ぶという事はとても子どもの学びに有効である、先生方も何か手ごたえを感じていたような様子でした。3つ目になりますが、一昨日、由井中学校から出前授業をしていただきまして、シチズンシップ教育というのですが、いわゆる情報リテラシーのようなご指導いただきまして、小中の連携も今深め始めているところでございます。今後もいろいろな対応を学校でできるところからすすめてまいりたいと考えております。

#### 鈴木委員長

徳丸委員、具体的な取組の状況、実践と言いますか、ご報告ありがとうございました。今のご報告も含めまして改めて質問等ありましたら、いかがでしょうか。お願いいたします。

#### 守屋委員

先程の教育委員会それから今の小学校の先生の話から、ほとんどの市内の公立の小・中学校が実施しているものの中から7つ挙げさせてもらいます。1は、1学期中に中学校では1年生全員を対象にスクールカウンセラーによる面接を行っています。2つ目、いじめに関するアンケートと、相談できる大人がいるかどうかのアンケートを年3回実施し、いじめた、いじめられた、いじめを見たことがある、相談できる大人がいない生徒を把握し、聞き取りを行った後、学校いじめ対策委員会でいじめの認定や今後の対応について話し合いを行っています。3、いじめ防止基本方針、これは学校で作る方ですけども、毎年更新し、ホームページに掲載したり、職員室に掲示したり、保護者や教職員に周知徹底しています。4、本校では校長が講師になり、教員のいじめ防止校内研修を年3回実施しています。そのうちの

1回は重大事態についてです。5、はちおうじっ子サミットで各中学校区の小学校の児童会と中学校の生徒会が連携し、いじめ防止についての話し合いを行っています。6、6月と7月の八王子市いのちの大切さを共に考える日に校長講話や、本校ではその後道徳を行っていますけれども、各学校独自の取組を行っています。7、学校評価の生徒アンケートと保護者アンケートで各学校のいじめ対策の取組についての項目を入れています。その結果を分析し、学校経営に役立てています。次に本校独自の取組として主なものを7つ挙げさせてもらいます。まず1番目は学校いじめ対策委員会の時間に、基本的には担任と生徒による二者面談を全生徒1年間に3回以上実施しております。2、月1回帰り学活で本校独自の資料を基に各クラス情報モラル教育を10分程度行っています。3、担任と生徒が数行日記の交換を定期的に行い、いじめの早期発見に努めています。4、人間関係のトラブルで教室に入れない生徒や、不登校生徒のために毎週月曜日と金曜日に1時間別室の学習教室、ステップ教室を設定しています。現在、心理専門家が火曜日と水曜日に常駐できるスペシャルサポートルームの開設の準備を行っているところです。5、いじめアンケートとは別に長期休業明けに、こころとからだのアンケートを実施し、こころや人間関係の悩みを把握し、いじめの早期発見に努めています。6、各学期に道徳の授業で相互理解や友情についてをテーマに授業を行っています。7、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの助言を受けて人間関係のトラブルのある生徒のメンタル面の支援を行っています。以上です。

#### 鈴木委員長

守屋委員ありがとうございます。中学校の方での事例の紹介、事例といいますか取り組みの具体的内容をご報告いただきありがとうございます。改めてご質問等ありましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、ご意見ありましたらお願いいたします。どうぞ。後藤委員お願いします。

#### 後藤委員

こういった取組を学校の先生方一生懸命やっていたいいてありがとうございます。この取組をしてから数年経っていると思うんですけども、重大事態の件数は減っているのかと、いじめの件数が減っているのかを教えていただきたいのと、私は自分が第六中学校なんですが、学校運営協議会の方でアンケートの結果とかを毎回学校の方から報告をいただいております。その報告を見ると項目がすごく多く、欠席が3日以上、3日連続でしたっけ、そのようなお子さんが全部載っているような報告書になるんですけど、あの報告書を作るだけでも先生方がすごく負担になっているんじゃないのかな、というのをすごく感じるんですね。その辺が、どのようにフォローできているのかも伺いたいと思います。

#### 鈴木委員長

ありがとうございます。それでは、まず全体的な傾向として事務局からお答えいただき、

それから各学校でもしご紹介いただくような状況がありましたら、守屋委員、徳丸委員の方からお伺いできればと思いますが、まず事務局いかがでしょうか。

#### 山崎指導主事

ご質問についてお答えいたします。まず、重大事態の件数に関してですがこちらに関しては今までに重大事態として9件の重大事態が発生をしていて、そのうち7件の報告書があがってきたという状況でございます。そのうち4つの報告書について公表されているという事で今回このようなかたちで報告させていただいています。その点につきましては次の報告のところでも報告させていただきたいと思っております。

続きましてははじめの件数に関してなんですが、こちらに関しては心身の苦痛を感じているという広い定義という事もありますし、件数が増えている、減っているという事をもってのみ評価をするものではないと判断しておりますので、はじめの認知件数という事に関してはできる限り感度を高く取り組んでおりますので、そのようなかたちで受け止めていただければというふうに思います。それから、おそらく3日以上報告書という事は不登校の対応について現在各学校で取り組んでいる個票システムというものがあるんですけども、そちらの事ではないかなと思っております。できる限り細やかに子ども達の出欠状況から子ども達の変化を読みとっていくためにこのようなかたちで現在運用させていただいていますが、運用上の問題ですので、先生方の負担等もちろん考えながら今後検討してまいりたいというふうに思っています。

#### 後藤委員

ありがとうございました。

#### 鈴木委員長

ありがとうございました。もし、よろしければ守屋委員、徳丸委員から特に今、問題になった教員の先生方の負担ですかね、特に提言でも時間を作り出すといいますか、働き方改革とかも加味してだと思えますけど、児童・生徒に向き合う時間という事も含めてもしよろしければ現状等教えていただく事できますでしょうか。

#### 徳丸委員

今のご質問の中で、教員への負担と、現状はじめの数がどうなのかというようなご質問がございました。子ども同士というのは軽微なものからいじめととれる場合もありますので、件数的には本校としては30～40の間です。ただ、いじめ対策委員会を毎週行う事で、いじめと認定した場合、3か月間は継続して全教員が見守っていくという事になっております。そういう点では、いじめへの予防という観点ではとても有効であると考えます。いじめ対策委員会は週に1時間授業カットをして八王子市は取り組んでいるので、その時間は保

証されていると考えます。このような取組は多分、他区市ではあまり見られないと考えます。ただ今もお話しいただきましたように、いろいろな取組が連なっておりますので、今後、出来得る限り精査していく事もありますでしょうし、有効な手立てであれば追加していく事もありますでしょうし、ぜひその点は今後も継続して検討していただければと考えております。以上です。

鈴木委員長

どうもありがとうございました。守屋委員いかがでしょう。

守屋委員

いじめの件数なんですけど、認知件数は増加していると思います。それは、いじめは増えたという事ではなくて、学校いじめ対策委員会をきちんと開く事によって我々の認定する組織的な認定の仕方が出来てきたという事、教員が研修を積んで、今の定義でいうとこれはいじめにあたるのかどうか、今までいじめとカウントしてなかったものが法的にはいじめとカウントしなければならなくなっているという事を理解してきたために増えてきているというふうに認識しております。

鈴木委員長

どうもありがとうございました。後藤委員いかがですか。よろしいですか。

後藤議員

はい。多分そういう事なんだろうと思うんですけども、1時間授業をカットしたことによってそのしわ寄せが1週間の中で消化ができていっているのかなってというのが、ちょっと気になるころではあるんですけど、先生方がすごく頑張っていただいているので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

鈴木委員長

どうもありがとうございました。それでは、他にご質問、意見いかがでしょうか。お願いいたします。大塚委員。

大塚委員

ただ今のお話しにも関連するんですけど、いじめ対応のための時間の確保という事で週の授業数の上限を28時間にするという事だと思うんですけど、実際の現場の肌感覚として、もちろん確保しなければならない授業数もある一方で、学校の先生方、いじめ対応だけじゃなくいろいろなやらなければいけない事もたくさんあると思うんですけど、こういった提言にいろいろ対応して下さっているのは有難いんですが、実際としてカットはさ

れたと思うんですけど時間も作り出されたと思うんですが、逆にやる事が増えてしまっている面もあると思うのですが、ご負担感というのは現場のお声としてはいかがなものなんでしょうか。というのを伺いたいです。

鈴木委員長

ありがとうございます。現場感という事ですのでぜひお願いいたします。徳丸委員よろしいですか。

徳丸委員

事がいじめ対応という事で教員達はとても大事に考えております。確かに負担という意味で授業カットの分どうするのかと、本校ですと、夏休みが一日二日くらいは授業日数が増える事はあるんですが、実際に起きた時の事後の対応がとてもエネルギーがいると思います。むしろ、予防としてのエネルギーを使った方が有効ではないかと考えている教員が多いと思います。

鈴木委員長

ありがとうございます。中学校のケースとして守屋委員いいですか。

守屋委員

今のご意見と同じなんですけれど、未然防止、それから早期発見というのを第一に考えることやむを得ないのかなというふうな、教員の、確かに仕事量は増えていますが、納得してやっているとは私は自負しております。それから、本校では学校いじめ対策委員会の裏で2者面談を行っているんですけど、担任が。これが、非常に有効であると。全然話をしていなかった子と学期に必ず1回話をする時間が設けられている。そこからその子のいろいろな悩みを聞く事もできたり、またいじめが早期発見できたというケースもあったので、非常に有効だというふうに聞いています。

鈴木委員長

どうもありがとうございました。大塚委員いかがでしょうか。

大塚委員

ありがとうございました。引き続き教員の皆さんの働き方改革もあると思うので、有効なものについては時間を設けるようにして、必要最低限で済むものについてはそのようにご検討いただいて、今後も教員の皆様が働きやすい環境で働いていただけるように注力していただければと考えております。ありがとうございました。

鈴木委員長

どうもありがとうございました。続きましていかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、進行をいたします。(2) いじめ対策に関わる事例集についてでございます。事務局より報告よろしく願いいたします。

狩野統括指導主事

現在、これまでのいじめ対応の事案を教訓にいじめの未然防止や、早期発見、早期対応に視するため、いじめ対策に関わる事例集の作成に取り組んでいるところでございます。詳細につきましては横倉指導主事より説明いたします。

横倉指導主事

私からはいじめ対策に関わる事例集、以下事例集と言います。について説明いたします。

資料6をご覧ください。いじめ防止対策推進法第20条において、国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等、またはその保護者に対する支援、及びいじめを行った児童等に対する指導、またはその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方や、その他のいじめの防止等のために、必要な事項や、いじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究、及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする規定されております。本市では、これまでに9件のいじめによる重大事態が発生しており、そのうち7件の報告書が提出されています。前の報告の通り、その度にいじめ防止に関する様々な取組を実施してきているところでございます。この度、市立学校で実際に起こったいじめの重大事態の事案を教訓とすべく、教員や保護者がそれぞれの立場でどのような対応が必要だったのか等を考え、未然防止や早期発見、早期対応の取組の1つとして事例集の作成に取り組んでいるところでございます。この事例集を効果的に活用し、いじめ対策の一層の充実に取り組んでまいりたいと思います。事例集の内容についてですが、重大事態の事案と対応の概要、対応の課題や問題点、類似する事案についての対処のポイント、スクールロイヤーからの助言・アドバイスをまとめております。また、事例集の内容構成等について本委員会前委員長の松田恵示様に監修をお願いしているところでございます。今後についてですが、次回、令和6年2月6日の本委員会にて原案を示しますので、そこでご協議いただきます。その後、令和6年2月7日の教育委員会定例会にて協議します。それらの意見を踏まえて完成させ、2月21日の教育委員会定例会で報告する予定でございます。そして、3月に行われます小・中それぞれの校長会にて事例集の完成を周知するとともに、その活用方法等について説明してまいります。年度が替わりまして令和6年4月に開催予定の学校いじめ対策委員会コーディネーター研修にて、各学校で年間3回以上実施するいじめ防止研修等の機会を捉えて、本事例集を活用していくように周知してまいります。今後も、いじめを許さないまち八王子条例の基本理念に基づき、市、学校、保護者、その他子どもと関わる方達が積極的に連携し、いじめ防

止等の取組を推進していけるよう、教育委員会事務局として取り組んでまいります。以上で私からの説明を終わります。

鈴木委員長

横倉指導主事、どうもありがとうございました。いじめ対策に関わる事例集という事で1月16日に案が完成という事ですね。私達のこの委員会では2月6日に協議するというようなスケジュールという事でございます。それでは、ただ今の報告につきましてご質問がありましたら、お伺いいたします。

後藤委員お願いします。

後藤委員

その事例集は学校の先生方向けのものなのでしょうか。

鈴木委員長

事務局、お願いいたします。

狩野統括指導主事

現在は先生方向けと考えておりますが、広く保護者の方や市民の方というふうに考えている部分もあるのですけれど、現在スクールロイヤーにもこの内容について確認をしているところでございます。

後藤委員

ありがとうございます。

鈴木委員長

すいません。他にいかがでしょうか。お願いいたします。

石渡委員

学校へ行っていると現場で中学生はもちろんですが、小学校の方でも不登校児が大変増えているという印象があります。これと、いじめの問題の関連性についてはどのようにお考えなのでしょうか。

鈴木委員長

それでは、事務局お願いいたします。

#### 狩野統括指導主事

今現在、不登校の人数がすごく増えているというのは認識しています。その原因を探っていきますと、一人ひとり、不登校になっている子ども達がいればいるだけの原因というのがあるかなと思います。先程、後藤委員の方から個票システムについてお話があったかと思うんですけど、そこで学校が子ども達の不登校の要因という事を学校の見立てで記録をしていくようになっていきます。それに加えて現在スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが本人からどのような事で学校に行けないのかというのを聞き取り、調査をしているところです。そこで、学校の見立てと本人がお話しているところの違いというところに、何か新たな支援、ニーズをきちんと把握して支援をできるのかというのを確認しているところですが、いじめについてはきちんと学校のいじめ対策委員会で、周りの子ども達の聞き取りも含めて認知できるものなのかというところは確認しているところです。

#### 鈴木委員長

よろしいですか。ありがとうございます。

他に質問、もしくはご意見お願いいたします。それでは、大塚委員。

#### 大塚委員

事例集なんですけど、保護者の方にもできればみたいなお話があったと思うのですが、拝見するとこれまでの重大事態調査に関する調査報告書が提示されているところから、公表されていないものも多分あると思うんですね。弁護士として心配なのは、どこまで具体的な事例として載っているのかと、公表されている調査報告書だったら世間の皆さんホームページで拝見しているからいいでしょうと思うんですけど、進行中とかで、私も未公表になりそうなものもやっているところで、新たな火種にならないかというようなプライバシー的な観点も気になるんですが、その辺はどうお考えですか。

#### 狩野統括指導主事

大塚委員おっしゃる通り、こちらについては必要なプロセスを踏まなければならないと思っています。現在、スクールロイヤーに確認をさせていただいているところは、ここまでのデフォルメをしたらオーケーなのか、同意が必要なのかどうなのかというところも含めて、現在確認をさせていただいているところです。もちろん、保護者の同意が必要というふうになれば、また説明をしなければならぬというかたちはあるかと思うんですけど、適切なプロセスをきちんと踏んで完成にこぎつきたいというふうに考えております。

#### 大塚委員

ありがとうございます。できれば、保護者の皆さんにも共有していただいた方がいいとは思いますが、ただ一方でいろいろ心配事もあるので、その点ご配慮いただければと思います。

ます。よろしくお願いします。

鈴木委員長

他にございますでしょうか。質問、また意見も結構でございます。後藤委員、お願いします。

後藤委員

いじめに関してだけじゃなく、不登校もそうなんですけれど、それぞれお子さんが育った環境とかも関係があると思うんですけど、これは学校だけで取り組むものでなく、保護者とか家庭も巻き込んでやっていかなくてはいけないと思うんですが、保護者とか地域の人に向けての何か具体的な取組みたいなものとかは何かお考えなんですか。

鈴木委員長

ありがとうございます。保護者や地域ですね、学校だけではないというところで予定があるかというところですね。いかがでしょうか。

山崎指導主事

今回のこの事例集という事ではなくてという事でよろしいでしょうか。

現在、子ども見守りシートというかたちで必ず毎年新入生また在校生の保護者の方々に学校の中で気になる事を学校に知らせてもらうような、そういうツールをお配りしてご家庭の考えをお伝えいただくという事にはなっていると思います。これを先程の報告でも示しましたけれど、発展的な活用という事で自分のご自身のお子様だけでなく、他にも気になる点があればお知らせいただくツールとして活用していくという広がりを考えております。また、先程守屋委員からもご報告ありましたけれど、学校評価アンケートで、保護者向けのアンケートあるいは地域向けのアンケートというかたちでこのいじめに対してもお声がけいただいているところです。そういったところも含めまして情報共有しながら取り組んでいくことを考えております。

後藤委員

私何年前に、家庭教育啓発検討委員会というのに出させていただいた事があって、家庭教育について考えようという事で、八王子の教育8か条を見直して新たに家育というものを作ったと思うんですけど、その辺がああ委員会も確か1年で終わってしまって、その後、何か家庭教育に働きかけるようなものがあるのかなっていうのがお伺いしたかったんです。教育委員会じゃなくて、もしかしたら子ども家庭部とかもしかしたらそっちの管轄になるかもしれないんですが、やはり、子どもが育つ環境ってとても大事だと思うので、その辺もぜひ教育委員会の方からも家庭や地域に働きかけをしていただく方がいいのではないかと

思うのですが、いかがでしょうか。

山崎指導主事

先程申しそびれた部分が1点ありまして、令和4年度からリーフレットというかたちでいじめから子どもを守ろうというタイトルで保護者の方々への啓発資料、そういったものを周知させていただいているところがございます。これに加えて各学校で定めているいじめ基本方針、その内容を分かりやすく保護者の方に周知していくという事を学校単位で資料を作成して、啓発含めて周知していく、そういった取組は今後も充実させていきたいと思っております。

鈴木委員長

後藤委員いかがでしょうか。もしくは狩野統括をお願いします。

狩野統括指導主事

先程、後藤委員からもありました通り、子ども家庭部やその他の部、課とも連携しながらやっていかなければいけないかなというふうには思っておりますので、そこだけお伝えしたいと思っておりました。

鈴木委員長

ありがとうございました。後藤委員いかがでしょうか。

後藤委員

ありがとうございます。ぜひ、そちらの方も力をいれてやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

鈴木委員長

他にいかがでしょうか。お願いします。

牛尾委員

今の家庭も含めたということですけど、日曜日に学校運営協議会の連絡会があったので、その時にも参加してきたんですけど、途中コロナが3年くらいありましたけど、その前に遡って5年から7年くらい経つんですかね。保幼小連絡協議会という子ども家庭部が子どもの事に関係しているという事で、保幼小連絡協議会は八王子市は全国に先駆けて早い段階から保育園・幼稚園・小学校との連携という事で取り組んできて、学校との関わりというのはどの保育園・幼稚園ももっているところになります。私は保幼小、学運協の方も学校に関わっているんですけど、教育委員会の方で今回いじめの委員会ですけれど、学校側から

だけでなくてやっぱり学運協はPTAの方が委員になっているので、そこは学校運営協議会が家庭とか学校、地域を含めた取組に位置づけられているんじゃないかなと思うんです。学校運営協議会と、新しくできた学校運営協議会とやる地域学校協働活動、そういう事も新しくできたなんなのかなって話が実を言うとあったんですけど、地域で、学校という事なので保護者とその周りにいる地域全体で取り組んでいきたいと思いますっていうような事でいろいろ進めています。私の方は鎌水地域なんですけれど、青少年対策委員会という委員会も各学校区で中学校が核になってやっているとしますので、そこも含めた同じ委員をかけもちとかやっているとところもあると思うので、教育委員会のいじめ問題だけでは解決はできないと思うので、保幼小、青少年対策、いろいろなところで委員さんなっていると、地域で取り組んでいけたらいいんじゃないかなと私は思っています。園長先生達とのいろいろな中でも、八王子の中でも全然地域性というのがあってかなり違うんですよね。その辺の違いというのは、保育園でいうところの第4ブロック、多摩ニュータウンで開発された多摩美のところですけど、新しく入ってきた人達、沢山高層住宅なので、そういう方と、元々いる地元の方との地域の中でどんなにやってくかという事も20数年前にできたという時にもあったんですけど、地域性というもあると思うので、学校だけではなくてみんなで行っていい問題ではないかなと思っています。それから、先程ちょっとありました不登校の話、やはりこのところ不登校が増えているとは耳にするんですけど、実態としては私なんか詳しいところはよく分からないんですけど、ここは家庭の問題とか、家庭と一緒に取り組む事じゃないかな。これは保育園という所が送り迎えをするところなんでね。就学前まで。だから、常に保護者と関わっている施設なんです。その点は幼稚園がバスでの送り迎えという事で、ここは保育園・幼稚園と違うところがあると思うんですけど、そういう子ども達が一つの学校にあがっていく。20いくつかの保育園・幼稚園の施設の子があがってくんで、とにかく最初にスタートプログラム、1年生から2年生ぐらいの間にクラスとか子ども同士とかっていう集団の形成がされるんじゃないかなと。そこが、保育園側からすると一番重要なところじゃないかな。接続させていくというところで、いじめの問題がどんどんどんどん根にあるのはそのところから始まっているんじゃないかなってところでこれからの保幼小という子育ての協議会がありますので、そこで学校に関わっていききたいかなと思っています。以上です。

鈴木委員長

牛尾委員ありがとうございました。本当に保幼小、中学校それから地域で、家庭、地域、学校本当に重要な視点だと思います。ただ今の議論を受けて委員の皆さん、もしくは事務局の方からもしありましたら。よろしいですか。

徳丸委員

貴重なご意見ありがとうございました。本校でも今年初めて2つの保育園さんと低学年の

先生方と、夏に交流を行いました。スタートアッププログラム、これも入学説明会で昨年度も説明させていただいたんですけれども、やはり、入学前からお子さんの様子、ご家庭の様子、情報共有をさせていただくという事は、とてもある意味いじめ対応の1つでもあるのかなど、感想としてもたせていただきました。ありがとうございました。

鈴木委員長

どうもありがとうございます。お願いします。内藤佳代子委員お願いします。

内藤委員

いじめとずれてしまうかもしれないですけど、地域の話何度かでてきたと思います。確かに地域の皆さんも含めてこういう問題というのは対応していくというのはとても大事だとは思いますが、今、ちょっと川口中学校は元気な子どもが増えてしまっていて、落ち着いていない状況が続いていて、例えば学校運営協議会に入っている方もいるので地域の方にお手伝いをして言った時にすごく難しかったんですね。かなり問題が地域ってそこに住んでいる子どもたちが通う学校で起きている問題に対して、人を選んでうまく助けてもらわないと悪い噂だけが学区にいつてしまったり、下手をすると、どこどこさんのなになに君が、どこどこさんのなになにちゃんがみたい、思わぬところで二次災害が起きてしまったり、そういう事があるので、地域の人間としてはいじめも不登校も本当に心から手伝ってあげたい、助けてあげたいというのも分かりますし、学校の先生達が本当に疲れていて疲弊していくのを目の当たりにすると、何かしなくちゃってというのはあるんですけど、地域の関わり方というのを具体的にというか慎重に考えていただけると、より、こういうものは地域の方の助けがほしいとか、そういう事を何か示していただくと地域も入りやすいんじゃないかという事をこの数か月ずっと感じていたので、すみません、実体験としてご報告させていただきました。

鈴木委員長

内藤委員、貴重な意見ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私からも1つこの事例集について質問させてください。内容についてなんですけど、ケースが7つありますよね。(4)でスクールロイヤーからの助言という事でこれが1つ大きなポイントになってくると思うんですけど、各ケースについて例えばスクールロイヤーから助言が掲載されているのか、それとも包括的に全体的なのか、その辺り教えていただけるようでしたらお願いします。

狩野統括指導主事

このケース7つに関して全てにスクールロイヤーから助言をいただけるかたちになって

います。

鈴木委員長

ありがとうございます。このあたりがすごく充実してくるんじゃないかなというふうに、事例集として、そういう印象をもちました。ありがとうございます。

委員の皆様、他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、改めまして以上で公開の案件が終わります。

改めまして委員の方から何かありますでしょうか。よろしいですか。

では、ここからは非公開になります。傍聴の方につきましては、大変恐縮ではございますがご退席をお願いいたします。ご退席いただくまで少し委員の皆様お待ちください。